

# 農振除外申請は11月18日まで

農業振興地域内農用地の除外申請を、11月18日まで受け付けします。

農用地を、農業以外の目的（農業施設用地も含む）に利用する場合は、必ず農業振興地域の整備に関する法律に基づく除外手続きが必要です。

除外対象となる農地は、次の4つの要件のすべてを満たす必要があります。

## 《要件》

①農用地区域外に代替できる土地がないこと。

②農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと。

③農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと。

④国の直轄又は補助による土地改良事業等の施行区域内にある土地については、当該工事が完了した翌年度から起算して（事業完了公告の属する年度の翌年度から）8年を経過していること。



産業振興課農林水産係  
☎ 82-8825

なお、土地改良事業が導入されているかの問い合わせについては、申請地を管轄する土地改良区へ確認してください。

また、今回受付する申請は、平成18年3月の県土地利用対策連絡会の取扱い予定となります。

※問い合わせ先

## 秋季全国火災予防運動

11月9日(水)～15日(火)

# 《あなたです 火のあるくらしの見はり役》



## 住宅防火いのちを守る7つのポイント

— 3つの習慣・4つの対策 —

### ★3つの習慣

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

### ★4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ④お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

## ◆全ての住宅に火災警報器の設置義務化！◆

消防法及び消防組合火災予防条例により全ての住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられます。

★新築住宅は平成18年6月1日から  
★既存住宅は平成20年6月1日から

設置場所は、就寝に使用する部屋の天井または壁面に、2階以上に就寝に使用する部屋がある場合等は、階段の天井又は壁面にも設置します。

悪質な訪問販売に注意してください。

※問い合わせ先

八日市場市外三町消防組合本署

☎ 72-10119